

町長の『余白に書かせて!』



新型コロナウイルス感染症対策に関しては、さまざまな意見が出ています。大きな発端は、国が要請した学校の臨時休業ですが、町ではどのように考えて対応を決めたのか、お伝えしたいと思います。

まず、2月27日夜に、報道を通じて初めて国の要請を知りました。翌28日に緊急会議を開き、教育委員会と町長部局の関係課で、その時点までに収集した情報を元に協議し、「3月2日までを準備期間として、3月3日から臨時休業とする」などの方針を決めました。協議のポイントは、「感染拡大防止」「子どもの学力を可能な限り担保」「保護者の負担をできるだけ少なく」です。

県内はまだ発症者がいないことなど、正直なところ、私自身や会議の出席者の中にも早期の臨時休業に疑問を持っていました。しかし感染症に関する未知の部分が多いこと

から、最終的にはより安全な方策である臨時休業が必要だと判断しました。

放課後児童クラブ等に登録していない共働き世帯は、子どもの預け先がないという課題には、教育委員会と学校の協力によって、自習をする子どもの受け入れ方針が示されました。

県内自治体の半数以上が3月2日から臨時休業なのに、なぜ大山町は1日遅いのかとのご意見もいただきました。現時点で振り返ると、「自主学習に向けた準備」や「子どもの預け先の確保」という面において、わずか1日ではありましたが、対応をするために必要な時間だったと評価しています。

このように方針を決定し、町として対応を進めています。それは、現場で動く教員や職員の対応力と、保護者や地域住民の意向を見極めながらであり、国や県の要請にただ単に従っているわけではありません。

今後も状況が頻繁に変わることが予想される新型コロナウイルス感染症対策ですが、皆さんとの情報共有をしっかりと行いながら、樂觀的にも悲観的にもならず、基礎自治体として安心感のある対応をしていきます。

(文責/町長 竹口大紀)

はい! 消費生活相談窓口です

くらしに役立つ情報や最新の消費生活トラブルをお伝えします。知っておくと適切な対応ができます。

ネットショッピング、テレビショッピングなど 通信販売はクーリングオフ制度対象外です!

***販売店の返品特約(条件)をよく確認しましょう。**

【事例1】

インターネットで服を注文。商品が届き着てみたら、大きすぎるので着ることができない。ショップに返品したいと連絡をいれたが、「お客様の都合での返品は受けない」と表示もしているため受け付けないと言われた。

【事例2】

テレビショッピングで3袋セットの健康食品を電話で申し込んだ。その時に、返品について何か言われたが気にしていなかった。商品が届いてすぐ1袋目を開けて飲んでみたが、粒が大きく飲みたくないの、販売店に2袋返品したいと電話で話したが、返品できないと言われた。

【アドバイス】

- 通信販売（インターネットショッピング、テレビショッピングなど、自分の意思で申し込む買い物）には、クーリングオフ制度はありません。
- 返品については事業者が決めた特約（返品特約）に従うこととなります。
- 「返品特約」が定められていない場合、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。
- 通信販売で商品等を購入する際は、事前に返品の可否や、返品・交換が可能な場合の条件などをよく確認しましょう。

*お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。

大山町役場住民課

☎ 0859-54-5210 (平日)

鳥取県消費生活センター

☎ 0859-34-2648 (平日・土・日)